

公告

自動販売機設置に係る行政財産（建物）の貸付けについて、次のとおり制限付一般競争入札に付す。

令和 7 年 2 月 14 日

みよし市長 小 山 祐

1 入札に付する事項

(1) 貸付物件名

みよし市緑と花のセンター自動販売機設置場所の貸付け

(2) 設置場所

施設名称：みよし市緑と花のセンター

所 在 地：愛知県みよし市打越町三百目 153 番地

開 館 日：月曜日及び 12 月 28 日から 1 月 4 日までを除く日

開館時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(3) 貸付期間

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から令和 10 (2028) 年 3 月 31 日まで (36 か月)

(4) 貸付物件の概要

物件 番号	設置場所	最大設置 可能台数	貸付 面積	最低貸付料 【総額(税抜き)】	販売品目
1	緑と花のセンター 玄関横ポーチ	1 台	0.99 m ²	46,800 円	清涼飲料水

貸付面積は、使用済み容器回収ボックス設置部分、電源接続部分、放熱余地を含む。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をすること。

なお、現地説明会は行わないため、各自で施設の供用時間中に確認すること。

(5) その他

みよし市ホームページ又はみよし市緑と花のセンターでも閲覧可能。

2 入札参加資格

(1) 次のいずれにも該当する個人又は法人は、入札に参加することができる。

ア 個人の場合は、みよし市に住所を有し、法人の場合は愛知県内に本店、支店、営業所又は事務所を置いていること。

イ 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3 年以上の実績を有すること。

ウ 本入札公告の日から落札決定の日までの間、みよし市入札参加停止等措置要領（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく措置、「みよし市が行う事務及び事業からの

暴力団排除に関する合意書（平成 25 年 3 月 14 日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結）」及び「みよし市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

カ 法令等の規定により販売について許認可等に要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

キ 国税、愛知県税及びみよし市税の未納がないこと。

(2) 次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有していない者（未成年者、成年被後人、被保佐人又は被補助人）

イ 破産者で復権を得ていない者

ウ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

エ 次のいずれかに該当する者（その事実があった日を知った日から 2 年間とする。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。）

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由なく契約を履行しなかった者

(カ) 上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 制限付一般競争入札参加申込みの場所、提出書類及び日時

(1) 申込場所

みよし市緑と花のセンターまで、直接持参すること。

※郵送、電話、ファクシミリ、メール等による受付は行わない。

(2) 提出書類

ア 制限付一般競争入札参加申込書（貸付け契約用）（様式第 1 号）

イ 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（貸付け契約用）（様式第 7 号）

ウ 誓約書（貸付け契約用）（様式第 8 号）

※上記アからウまでの様式は、みよし市ホームページからダウンロードが可能

エ 証明書類（発行日から 3 か月以内のもの。鮮明であれば写し可）

（ア）個人の場合 住民票の写し

（イ）法人の場合 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

オ 国税及び愛知県税の未納がないことの証明書及びみよし市に納税義務がある者についてはみよし市税の未納がないことの証明書（発行日から 3 か月以内のもので鮮明であれば写し可）

（ア）国税について（所管税務署が発行する納税証明書）

a 個人 「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」の国税納税証明書（その 3 の 2 未納がないことの証明）

b 法人 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の国税納税証明書（その 3 の 3 未納がないことの証明）

（イ）愛知県税について（愛知県県税事務所が発行する証明書）

a 個人 「個人事業税」及び「自動車税」の納税証明書（未納の税額がないことと用）

b 法人 「法人県民税」、「法人事業税」、「地方法人特別税」及び「自動車税」の納税証明書（未納の税額がないことと用）

（ウ）市税について（みよし市の市民課で発行する完納証明書）

a 個人 「市県民税」及び「固定資産税・都市計画税」の納税証明書

b 法人 「法人市民税」及び「固定資産税・都市計画税」の納税証明書

カ 2 (1)カに係る許認可書等の写し

(3) 入札参加申込書提出期間

令和 7 (2025)年 2 月 14 日（金）から令和 7 (2025)年 3 月 7 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、月曜日を除く。

(4) その他

自動販売機設置業務実績 3 年以上を証明する書類等の写しについて提出を求めた場合、提出方法、提出期限等についてみよし市緑と花のセンターの指示に従うこと。

4 質疑及び回答

公告及び仕様書の内容等に対する質疑及び回答は、次のとおり

(1) 質疑期限

令和 7 (2025)年 3 月 6 日（木）午後 5 時まで

(2) 提出方法及び提出場所

質疑は、質疑書（貸付け契約用）（様式第 2 号）により、みよし市緑と花のセンターに、直接持参して提出すること。

※様式は、みよし市ホームページからダウンロードが可能

(3) 回答方法

質疑の回答は、順次回答書をみよし市ホームページにおいて公開する。

※令和 7 (2025) 年 3 月 7 日 (金) 午後 5 時までに行います。

5 入札保証金・契約保証金

免除

6 入札

入札参加申込者は、下記 (1) に記載する日時及び場所において入札書を提出すること。

※郵送、電話、ファクシミリ及びメール等での提出は不可

(1) 入札日時、入札場所及び提出書類

入札日時	令和 7 (2025) 年 3 月 11 日 (火) 午後 2 時から
入札場所	みよし市緑と花のセンター 2 階研修室
提出書類	ア 入札書 (貸付け契約用) (様式第 4 号) ※封筒は不要 イ 委任状 (貸付け契約用) (様式第 5 号) ※委任状は、代理人により入札する場合のみ必要 様式は、みよし市ホームページからダウンロードが可能

(2) 入札書提出時の留意事項

ア 入札金額は、上記 1 (3) の貸付期間中の貸付料の「総額 (税抜き金額)」を記入すること。

イ 入札は、所定の入札書を使用すること。

ウ 入札書は、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印すること。鉛筆、シャープペンシルは使用できない。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税対象者であるか免税対象者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、契約金額は、その契約期間中において税法の改正により、消費税等の税率が変動した場合には、その施行日以降に納入する分の貸付料から旧税率に相当する額を差し引いたのち、新税率に相当する額を加算したものとなる。

オ 脱字又は誤字を加除訂正した場合は、その箇所又は付近に押印すること。ただし、金額の訂正はできない。

カ 入札金額は、アラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないこと。

キ 入札者は、その投入した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。

ク 入札を辞退する場合は、入札辞退届（貸付け契約用）（様式第6号）をみよし市ホームページからダウンロードし、必要事項を記載の上入札日前日までに、みよし市緑と花のセンターまで提出すること。

7 入札の基本事項

- (1) 入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとする。
- (2) 1件の入札に係る入札執行回数は、1回とし、再度入札は行わないものとする。
- (3) 入札参加者の事前公表は行わない。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 制限付一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札
- (2) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (3) 所定の日時（入札開始宣言）までに所定の場所に持参しない入札
- (4) 入札に際して談合などによる不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) 最低貸付料未満の入札
- (12) 虚偽の事実を記載した者のした入札
- (13) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

9 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

10 開札及び落札者の決定

- (1) 入札場所と同じ場所において、入札の終了後直ちに開札する。
- (2) 有効な入札を行った者のうち、最低貸付料以上の額で最高の価格で入札を行った者を落札者とする。なお、最高価格の入札が2人以上ある場合は、くじにより決定する。入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行する。

- (3) 入札結果については、落札者の決定後、入札者名、入札金額を市ホームページ等で公表する。

1 1 契約の締結

- (1) 別に定める市有財産有償貸付契約書により、契約書を作成する。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とする。
- (3) 貸付契約は、入札参加者名義で行う。
- (4) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合、並びに「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「みよし市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、みよし市は一切の損害賠償の責めを負わない。

1 2 その他

上記に定めのない事項については、「みよし市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱」及び「みよし市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する制限付一般競争入札実施要領」によるものとする。

1 3 問合せ先

住所 〒470-0213 みよし市打越町三百目 153 番地 緑と花のセンター
担当 みよし市緑と花のセンター（坂口）
電話 0561-34-6111（直通）